

3/24
毎日

東電に行政処分へ

規制委 柏崎刈羽保安不備

東京電力柏崎刈羽原発（新潟県）でテロなどを防ぐためのセキュリティ対策に不備があった問題で、原子力規制委員会は23日、対策の不備が原子炉等規制法に違反しているとして、行政処分する方針を決めた。具体的な処分内容は、24日の規制委定例会で決める予定だ。

規制委などによると、同原発では2020年3月から約1年間、敷地内への侵入者を検知するための機器16個が故障し、代わりの設備10個も30日以上、十分機能していなかった。このため、規制委が核物質の防護対策で、4段階評価の中の「最悪のレベル」と評価していた。

さらに、18年1月～20年3月にも同様の不備があったほか、20年9月には所員が同僚のIDカードを無断で持ち出して中央制御室に不正に入室していた。

こうした状況を受け、規制委は原子炉等規制法に基づき行政処分により、東電に改善させる必要があると判断した。

規制委は5通りの処分案を検討しており、所長の下にいるセキュリティ対応の責任者を交代させたり、同原発の設置許可を取り消したりすることを挙げている。

24日の規制委定例会では、同原発でのこれまでの問題が5通りの処分のどれに該当するのかを議論する。

東電の担当者は「今後、規制委の対応を確認していきたい」と話している。

【塚本恒】